



2月16日(金)～3月15日(金)

市民税 県民税 所得税 の

申告はお早めに!!



お願い

- 收支内訳書、医療費控除の明細書は、事前に作成してください。
- 医療費は、高額療養費の手続きを先に済ませておいてください。

スマートフォンでの作成・送信はこちら

●スマートフォンで作成・送信する。

スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、自宅で簡単・便利に確定申告を作成・送信することができます。パソコンやタブレットからでも作成・送信できます。



国税庁確定申告書等作成コーナー

●特設の申告会場で提出する。

※各会場で入場整理券を配布します。やわらぎホールおよび八日市文化芸術会館の入場整理券は、申告会場の入口で当日の午前8時から配布します。

受付日	会場・開設時間(12:00～13:00は除く。) ※いずれの会場でも申告できます。															
2月8日(木) 9日(金)	還付の申告	やわらぎホール (能登川コミュニティセンター隣) 開設時間/9:00～15:00														
2月15日(木)		八日市文化芸術会館 開設時間/9:00～15:00														
2月16日(金) 3月15日(金)		<p>八日市文化芸術会館 開設時間/2月▶9:00～15:00 3月▶9:00～16:00</p> <p>毎週月曜日と2月27日(火)は受付しません</p> <p>各支所およびコミュニティセンター 開設時間/9:00～16:00</p>														
		<p>地区相談会場 2月16日(金)～29日(木) 開設時間/9:00～15:00 税理士による事業所得者を中心とした申告相談です。 ☑事業所得者・不動産所得者</p> <p>開設時間の延長 3月7日(木) 開設時間/17:00～18:30</p> <table border="1"> <tr><td>2月19日(月)～22日(木)</td><td>愛東支所</td></tr> <tr><td>2月22日(木)～28日(水)</td><td>湖東支所</td></tr> <tr><td>2月26日(月)～29日(木)</td><td>蒲生コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>3月1日(金)～6日(水)</td><td>五個荘支所</td></tr> <tr><td>3月4日(月)～6日(水)</td><td>永源寺コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>3月8日(金)</td><td>鈴鹿の里コミュニティセンター</td></tr> <tr><td>3月11日(月)～14日(木)</td><td>能登川コミュニティセンター</td></tr> </table>	2月19日(月)～22日(木)	愛東支所	2月22日(木)～28日(水)	湖東支所	2月26日(月)～29日(木)	蒲生コミュニティセンター	3月1日(金)～6日(水)	五個荘支所	3月4日(月)～6日(水)	永源寺コミュニティセンター	3月8日(金)	鈴鹿の里コミュニティセンター	3月11日(月)～14日(木)	能登川コミュニティセンター
2月19日(月)～22日(木)	愛東支所															
2月22日(木)～28日(水)	湖東支所															
2月26日(月)～29日(木)	蒲生コミュニティセンター															
3月1日(金)～6日(水)	五個荘支所															
3月4日(月)～6日(水)	永源寺コミュニティセンター															
3月8日(金)	鈴鹿の里コミュニティセンター															
3月11日(月)～14日(木)	能登川コミュニティセンター															

●市役所新館または各支所の「申告書提出ポスト」へ投函する。

●近江八幡税務署へ提出する。

問合せ先	
確定申告に関して	近江八幡税務署 ☎0748-33-3141
市民税・県民税の申告に関して	市民税課 (P)050-5801-5604 (FAX)0748-24-5577



税務署で申告を **こんなときは、**

次の内容に関する申告は、市内申告会場では受付できません。近江八幡税務署で申告してください。

- ①譲渡所得
土地・建物の売買や株式の取引による収入などの申告
上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ②配当所得
上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの
- ③青色申告 ※2月16日(金)～29日(木)は、八日市文化芸術会館でも受け付けます。
- ④準確定申告 亡くなられた人の申告
- ⑤先物取引・FX (外国為替証拠金取引)
- ⑥住宅借入金等特別控除 (初年分)
- ⑦過年分 (令和4年分以前の申告)
- ⑧雑損控除
台風などの災害、盗難などで被害を受けた場合の控除
- ⑨退職所得
- ⑩国外被扶養者の追加
- ⑪令和6年1月1日現在において市内在住でない人の申告

10言語で配信中! カタログポケット

友だち追加募集中! LINE

スマホで簡単チェック マチイロ

市公式フェイスブック facebook

広報ひがしあまは、環境に配慮した再生紙を使用しています。